

総合型地域スポーツクラブ SNS プロモーション事業仕様書

1 委託業務の名称

総合型地域スポーツクラブ SNS プロモーション事業

2 委託業務の目的

SNS に関する知識や運用スキルの向上を目的に、勉強会を開催し、効果的な情報発信手法の習得を図る。

あわせて、クラブの魅力を発信するリール動画の制作に取り組み、実践的な SNS 活用能力の向上を目指す。これらの取り組みを通じて、総合型地域スポーツクラブの認知度向上を図るとともに、会員およびスタッフの獲得につなげることを目的とする。

3 委託業務の内容等

(1) SNS に関する知識や運用スキルの向上に向けた勉強会の企画運営

県内各地で企画して実施する。(6 回程度実施)

- ・回数、場所、内容なども企画提案すること。
- ・参加者から企画等の改良点等を聞き取るなどし、勉強会のブラッシュアップを図ること。
- ・勉強会参加者がクラブのリール動画を作成できるよう補助すること。(5 クラブ程度)

(2) リール動画の制作

勉強会参加者が制作したリール動画を中心に本会が提供する写真等を用いて、徳島県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会の SNS で発信できるように編集すること。

(3) リール動画を用いたプロモーション

自社 SNS 等での投稿、SNS 広告配信を行うこと。

(4) その他

総合型地域スポーツクラブ SNS プロモーション事業推進に有効な取組の企画提案を積極的に行うこと。

4 委託費 1,153 千円以内(消費税及び地方消費税を含む)

5 委託業務の期間

契約締結の日から令和9年2月1日まで

6 委託契約について

- (1) 本委託契約に係る委託料は, 必要な場合、一部前金払を可能とする。
- (2) 受託者は、本委託業務内容に疑義が生じた場合は, 速やかに委託者と協議し、原則として委託者の指示に従うものとする。
- (3) 受託者は, 本委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、書面による承諾を得た場合は、この限りではない。
- (4) 受託者は、業務中に知り得た秘密について、第三者に漏らしてはならない。
- (5) 受託者は、本委託業務完了後、成果報告、収支報告等の実績報告書を委託者に提出すること。

7 著作権・使用許諾

制作動画の著作権は原則として本会及びクラブに帰属する。制作会社は実績として使用する場合、事前に許可を得ること。

8 動画の使用媒体

クラブ及び本会の SNS (Instagram、YouTube 等)

9 納品

制作した動画及び配信実績は以下の仕様にて期日までに本会あて納品すること。

- ・期日：令和9年2月1日まで
- ・形式：MP4 (H.264)
- ・時間：60 秒以内
- ・サイズ：縦型 1080×1920
- ※Instagram のリール、フィード、Youtube ショート等での運用を想定。
- ・広報宣伝実績報告書：様式は任意とする。